岩手県告示第572号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成28年岩手県告示第796号）で告示した岩手公園鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

令和８年10月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

変更後の岩手公園鳥獣保護区の区域の表示　盛岡市地内の国道106号と市道内丸大通三丁目線との交点を起点とし、起点から国道106号を南東に進み市道中ノ橋下ノ橋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道開運橋明治橋２号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道内丸大沢川原一丁目線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道内丸大通三丁目線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域